

関係事業者のみなさまへ



Colors, Future!

いろいろって、未来。

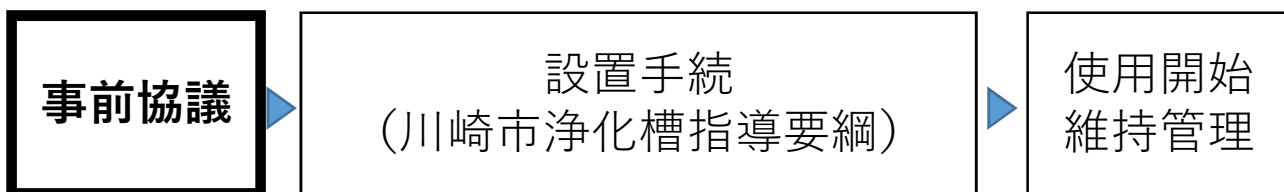
川崎市

# 浄化槽設置の 事前協議をお願いします。

浄化槽設置後、浄化槽管理者は適正に維持管理しなければなりません。

川崎市では、維持管理のひとつである「清掃」を本市職員が行っていますので、**設計段階**で担当の生活環境事業所と事前協議をお願いします。

## 浄化槽設置のながれ



### 【事前協議先】

浄化槽の設置場所	生活環境事業所	電話番号
川崎区、幸区、中原区	川崎生活環境事業所 (川崎区塩浜4-11-9)	044-266-5747
高津区、宮前区、多摩区、麻生区	宮前生活環境事業所 (宮前区宮崎172)	044-866-9131

川崎市からのお願いです

# 浄化槽が力を発揮するための 3つの約束

浄化槽はたくさんの微生物の働きによって、汚水をキレイにしています。

微生物がしっかり働けないと、汚れたままの水を川や海に流してしまうことになります。

微生物の働きやすい環境を整えるために、維持管理の3つの約束が必要です。

年1回以上

**清掃**

たまった汚泥の引抜き  
槽内洗浄

清掃と保守点検は  
浄化槽の健康管理です

維持管理の  
3つの約束

毎年1回

**法定検査**

浄化槽機能の総合診断

年3～4回\*

**保守点検**

装置の点検・調整  
消毒剤の補充

※点検回数は浄化槽の  
種類によって異なります。

法定検査は  
浄化槽の健康診断です

**清掃**は、浄化槽法第10条に基づき、毎年1回以上実施しなければなりません。  
川崎市環境局で行っておりますので、次の所轄の事業所にお申込みください。

	設置住所	申込み先	電話番号
清	川崎市 幸区・中原区	環境局 川崎生活環境事業所	044-266-5747
掃	高津区・宮前区・多摩区・麻生区	環境局 宮前生活環境事業所	044-866-9131

**保守点検**は、専門的な知識・技術・道具などが必要ですので、川崎市の登録を受けた保守点検業者に委託することをおすすめします。

川崎市登録業者の閲覧：川崎市のホームページ「川崎市浄化槽保守点検業登録業者一覧」

川崎市登録業者の紹介を受けたい場合には次のところへ御連絡ください。

保守点検

公益社団法人  
神奈川県生活水保全協会

045-830-5720

**法定検査**は、浄化槽法第11条に基づき、毎年1回受けなければなりません。  
神奈川県知事が指定した次の検査機関にお申込みください。

法定検査

一般財団法人  
日本環境衛生センター

044-288-5225

単独処理浄化槽を使用している方は、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

【浄化槽に関するお問合せ】 環境局生活環境部収集計画課し尿・浄化槽担当 電話044-200-2585